

熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(平成 8年6月19日告示第446号の2)

改正 平成26年7月25日告示第771号

改正 平成31年2月22日告示第139号

改正 令和 3年2月16日告示第140号

熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱を次のように定める。

熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となるものに関係する供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であつた者をいう。）の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年熊本県告示第770号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、当該苦情に係る調達を行った機関への提案等を行うため、熊本県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成等)

第2条 委員会の定数は、5人とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が依頼する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
 - ① 破産手続開始の決定を受けたとき
 - ② 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ③ 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(守秘義務)

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様

とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、委員会を召集する。

2 委員長は、委員会を召集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議の議決)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第7条 委員会は会議を開いたときは、議事録を作成する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、出納局会計課が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成26年7月25日告示第771号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年2月22日告示第139号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年2月16日告示第140号)

この要綱は、公布の日から施行する。